

令和4年度 第9回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和4年12月8日(木) 午後3時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (11人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之	9番 中本 敏彦
	10番 丸山 環	12番 前田 正秀	13番 福田 昌治	
欠席委員 (2人)	5番 福本 正博	11番 足立 紀美世		
出席推進委員 (11人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広
	入江 敏朗	澤田 光秋	河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	石賀 昭則			
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 毎田 陽子、係長 高塚 泰子			
提案議案	議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第40号 非農地証明申請について 議案第41号 農用地利用集積計画の決定について 議案第42号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 議案第43号 買受適格証明願の処理について 議案第44号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について 議案第45号 令和5年農作業標準料金の決定について			
報告事項				

<p>議長  全員 議長 事務局</p>	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和4年度 第9回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>初めに農業委員会憲章の唱和を行います。 (農業委員会憲章の唱和)</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p> <p>ただ今の出席委員は11名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和4年度 第9回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡があった委員は、5番 福本委員、11番 足立委員です。なお、推進委員の欠席者は石賀昭則委員です。以上です。</p>
<p>議長  事務局</p>	<p>議事録署名委員の指名ですが、9番 中本委員、10番 丸山委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>1ページをご覧ください。議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号22番 農地の所在 大字三保 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積286㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本案件は、申請地を譲受人の希望によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。</p> <p>申請番号23番 農地の所在 大字丸尾 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積359㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲受人の持ち家南側に隣接している申請地を、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は家庭菜園として利用される予定です。</p> <p>譲受人世帯は農家ではありませんが、本件申請地は譲受人の持ち家に隣接する農振農用地区域外の農地であることから、令和2年12月総会で定めた下限面積の別段面積0.1aの適用が可能となるため、許可相当と判断されるものと考えます。</p> <p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当りでは約 [REDACTED] 円になります。農地の売買価格としてはかなり高額ですが、申請地が浦安駅付近の中心市街地に位置する「第3種農地」であるということ、双方が合意のうえで定めた金額であるということから、やむを得ない価格であると思われます。</p> <p>申請番号24番 農地の所在 大字勝田 [REDACTED]、登記簿地</p>

<p>議長</p>	<p>目、現況地目ともに畑、面積411㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、申請地を譲渡人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は譲受人が所有する隣接農地への進入路として利用される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10a当りでは約[REDACTED]円になります。</p> <p>申請番号25番 農地の所在 大字光好[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積808㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲渡人が所有する空き家を譲受人に売却するにあたり、隣接している申請地も合わせて売却することを希望し、双方の協議によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は家庭菜園として利用される予定です。</p> <p>譲受人世帯は農家ではありませんが、本件申請地は譲受人が購入予定の住宅に隣接する農振農用地区域外の農地であることから、令和2年12月総会で定めた下限面積の別段面積0.1aの適用が可能となるため、許可相当と判断されるものと考えます。</p> <p>売買価格は1筆全体で[REDACTED]円、10a当りでは約[REDACTED]円になります。</p> <p>以上の4件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>2ページから8ページをご覧ください。議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。</p> <p>申請番号18番 農地の所在 大字別所[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積1,015㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、施</p>

設の概要はリサイクル品の展示、保管、駐車場スペースになります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明しますので、4ページの説明図をご覧ください。譲受人は父親とともにリサイクル業を開始されるにあたり、令和3年12月に旧中山ブロック有限会社の工場敷地だった[ ]、[ ]の土地及び建物を購入されたそうです。さらに今年の3月には、申請地東側の畑[ ]を購入して駐車場に転用されましたが、商品の保管スペースが手狭になってきたこと、新たにトラックの荷下ろし場が必要となったことなどの理由により、北側に隣接する原野[ ]とともに申請地を購入し、商品展示及び保管スペース、駐車場を整備することを計画して申請をされたものです。

工期は許可月から2ヶ月間を予定されていて、土地の利用期間は永年です。

土地造成等について説明します。申請地では草刈り作業を行い、表土を鋤取った後で元と同じ高さまで碎石を敷き、露天の商品保管場所及び駐車場として利用する計画となっています。

資金調達計画については、土地買収費[ ]円、埋立整地費[ ]円の合計[ ]円で、それに見合う資力があることを譲受人名義の預金通帳の写しで確認しています。なお、1㎡当たりの土地単価は[ ]円になります。

被害防除計画について説明します。4ページの説明図にもありますように、申請地には隣接している農地はありませんが、西側の町道に土砂が流出したりすることがないように、碎石は境界から2m程度離して敷き均す計画となっています。

土地選定の理由については、申請地が既存施設の隣に位置していて利便性が良いこと、近くに駐車場として利用できる土地が他にないことなどから、適地は本件申請地しかなかったということになります。

農地区分の決定根拠について説明します。先程も説明をしましたように申請地には隣接している農地はなく、当該農地を含む一団の農地面積が10ha以下で、農業上の公共投資が行われていないということなどから、「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないものと思われま。

申請番号19番 農地の所在 大字下伊勢[ ]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積416㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の個人で、親子の間柄です。権利の区分は贈与による所有権移転、施設の概要は一般住宅になります。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。譲受人は現在、岡山県の小学校教諭として赴任されている方で、子ども2人との3人家族で暮らしておられますが、長男の小学校入学を来年に控えているということから、生活の拠点を実家近くに移したいと考えておられたそうです。そうした状況の中、実家の南側に位置する申請地に住宅を新築することを思い立ち、その旨を両親に申し出られたところ、快諾を得られたことから申請をされたものです。なお、譲受人は鳥取県の教員となるための採用試験に合格し、来年度から生活の拠点を移される予定だということです。

工期は来年2月から7月末までを予定されています。

土地造成等について説明します。申請地は概ね現在の状態のまま利用されるようで、真砂土で盛土を行う程度の土地造成を施した後、木造平屋建の住宅を建築する計画となっています。

資金調達計画については、埋立整地費と建築費の合計がおよそ[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の融資証明書及び譲受人名義の預金通帳の写しが添付されています。

被害防除計画について説明します。盛土部分については、土羽打ちを施して土砂の流出を防ぐ計画となっています。雨水処理については、敷地内に設置する雨水浸透柵を経由し申請地東側の既設水路に放流、生活排水は公共下水道に接続して処理する予定です。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は、JR浦安駅から500m以内に位置していることから「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については、既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置される場合に適用される「集落接続」に該当することから、転用はやむを得ないものと思われます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

申請番号18番について報告します。12月6日に澤田委員、地区担当の伊藤委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。

申請地は長方形の畑で、町道に近い西側部分では自家用野菜を耕作されていましたが、東側部分は雑草が伸びている状態となっていました。先程の事務局の説明にもありましたが、申請地には隣接している農地はありませんでしたし、雨水処理等の被害防除計画も妥当であるということから、転用を許可しても問題はないと感じました。

申請番号19番について報告します。12月6日に澤田委員、地区担当の前田委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。

議長  
丸山委員

	<p>申請地は下伊勢集落内の東伯文化センター南側に位置し、北側と西側の隣接農地も含めて芝を収穫して間もないといった状態でした。雨水処理等の被害防除計画も妥当であるということから、転用を許可しても問題はないと感じましたが、隣接している農地が複数ありますので、周辺の営農に支障がないように適切に管理をしていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (石賀英男委員より挙手あり)</p>
<p>石賀英男委員</p>	<p>申請番号18番について質問します。申請地の北側には民家があったと思いますが、転用についての同意は得られているのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>書面での提出があるというわけではありませんが、同意は得られているということを転用事業者から聞き取っています。</p>
<p>石賀英男委員 議長</p>	<p>分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し)</p>
	<p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数)</p>
<p>事務局</p>	<p>賛成多数ということですので、原案どおり進達することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第40号 非農地証明申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>9ページから12ページをご覧ください。議案第40号 非農地証明申請について 農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので本委員会の許可を求めます。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字光好[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積388㎡、判定地目 雑種地。利用状況については、「平成4年に本件土地の西隣[REDACTED]の宅地に住宅を建築し、本件土地は玄関と道を結ぶ通路となっており、現在も通路として利用している。」というものになります。所有者、申請人はいずれも琴浦町外の個人です。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に判断基準を定めています。本案件は、「人為的な潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているかまたは受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。</p> <p>本件申請地は、下光好集落内に位置する農用地区域外の農地となりますし、20年以上にわたり建物と道路を結ぶ通路として利用されていた</p>

<p>議長 丸山委員</p>	<p>ため、農地とはいえない現況であるということから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。以上です。</p> <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>12月6日に澤田委員、地区担当の三浦委員、毎田補佐、私の4人で現地確認を行いました。</p> <p>12ページの説明図にもありますように、申請地の一部にはコンクリート舗装がしてあり、おもに道路から玄関への通路として利用されていたようですが、通路以外の部分には庭木が植えてあったり、雑草がかなり生い茂っているといった状態となっていました。</p> <p>地区担当の三浦委員も、この土地は20年以上前から通路と庭になっていると話しておられましたし、現在はとても農地といえる状態ではないということから、非農地と判断しても問題はないと感じました。以上です。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>本案件の申請人は琴浦町外在住の方となっていますので、事務局に補足説明をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは補足説明をしますので、11ページの説明図をご覧ください。本案件の申請人は、先ほどの議案第38号で皆さんに審議をしていただいた、申請番号25番の譲渡人と同一人物となります。本案件が許可された後は、議案第38号で許可となった田■■■■と、宅地■■■■と合わせて非農地となった本件申請地を、申請番号25番の譲受人が取得される予定となっています。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第41号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員に該当する石賀英男委員、澤田委員は退席をお願いします。</p> <p>(石賀英男委員、澤田委員の退席を確認)</p> <p>議案第41号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>13ページをご覧ください。議案第41号 農用地利用集積計画について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号522番 農地の所在 大字下大江■■■■、登記簿</p>

	<p>地目、現況地目ともに田、面積919㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は■■■■円、始期は令和4年12月11日、終期は令和9年12月10日、期間は5年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>14ページの申請番号523番から、22ページの申請番号538番までの外16件についてはご覧のとおりです。</p> <p>23ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号539番 農地の所在 大字大父■■■■、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,942㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和4年12月9日、終期は令和34年12月8日、期間は30年間で新規、内容は水稻となっています。</p> <p>23ページの申請番号540番から、29ページの申請番号551番までの外12件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお、農地中間管理事業等により鳥取県農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、賃貸借権設定が30ページの申請番号552番と申請番号553番の2件、使用貸借権設定が31ページの申請番号554番の1件となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
(村上委員より挙手あり)	
村上委員	<p>今月の総会では期間が30年や35年といった案件がありますが、利用権設定期間の上限はどのくらいまで可能なのでしょうか。</p>
事務局	<p>原則としては賃貸借権設定が最長で50年、使用貸借権設定が最長で20年と定められていますが、当事者間の意向により期間を定めることが可能となっていますので、30年や35年といった長い期間での利用権設定をされたものです。</p>
村上委員	<p>いずれの貸付人もかなり高齢な方だと思いますが、期間途中で亡くなられた場合には契約はどうなるのでしょうか。</p>
事務局	<p>利用権設定期間中に貸付人が亡くなられたとしても、期間終了までは契約は有効であると定められていますので、契約を結び直したりしていただくといった必要はありませんが、賃貸借権設定の場合については、相続人の方が借賃を受け取れるようにしていただく必要があります。</p> <p>期間終了後に利用権設定の更新を希望される場合には、相続登記が完了していれば新たな土地名義人を貸付人として、相続登記が完了していなければ同意書で定められた代表者を貸付人として、改めて双方で契約を結んでいただくこととなります。</p>

<p>村上委員 議長</p>	<p>分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 (三浦委員より挙手あり)</p>
<p>三浦委員 議長</p>	<p>利用権設定の契約期間が長くなってくると、民法上で何らかの権利が発生したりするといった恐れはないのでしょうか。 利用権設定を結んであるということであれば、そういった心配はなかったと記憶しています。</p>
<p>三浦委員 議長</p>	<p>分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 (挙手多数) 賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。 (石賀英男委員、澤田委員の復帰を確認) 続きまして議案第42号 農用地利用配分計画(案)に対する意見についてですが、関係委員に該当する三浦委員、前田委員は退席をお願いします。 (三浦委員、前田委員の退席を確認) 議案第42号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>32ページをご覧ください。議案第42号 農用地利用配分計画(案)に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農用地利用配分計画(案)に対する意見を求めます。 整理番号1番 権利の設定を受ける者は琴浦町内の個人です。土地の所在地 琴浦町大字法万 [REDACTED]、現況地目 田、面積891㎡。申請地は他に1筆あり、2筆の合計面積は3,191㎡になります。権利の種類は賃貸借権、権利の内容は飼料畑、契約期間は5年、開始年月日は令和4年12月12日、終了年月日は令和9年12月31日、10a当りの賃借料は [REDACTED] 円となっています。整理番号2番から、33ページの整理番号3番についてはご覧のとおりです。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 (質問等無し) 質問等が無いようですので、原案どおり提出することと決定いたします。 (三浦委員、前田委員の復帰を確認) 続きまして議案第43号 買受適格証明願の処理について 事務局の説</p>

事務局

明をお願いします。

議案の説明に入る前に訂正していただく箇所がありますので、34ページをご覧ください。面積欄の下段に面積が3,033㎡と記載されている箇所が2ヶ所ありますが、いずれも1,393㎡に訂正をお願いします。

それでは議案の説明に移ります。議案第43号 買受適格証明願の処理について 下記の申請について、平成30年3月30日付農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知（27経営第3195号・27農振第2146号「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」）により、買受適格証明書の発行及び証明書の交付を受けた当該願出者が当該売却の買受人となり、下記農地について農地法第3条等買受許可の申請書を提出した場合に、会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、専決許可をしてよいかについて本委員会の許可を求めます。

整理番号1番 農地の所在 大字赤碓[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,393㎡。申請人は琴浦町内の個人です。

なお、本案件の申請地は鳥取中部ふるさと広域連合の公売物件で、公売日時は12月16日となっています。

はじめに買受適格証明書について説明します。農地を取得する資格のない者が買受人となってしまうことを未然に防ぐため、農地の公売・競売への参加を希望する買受申出者には、農業委員会から買受適格証明書の交付を受けることが義務付けられています。

1件の公売等に複数の者が参加する場合もあることから、買受適格証明書はあくまでも「農地の取得について農地法の許可が得られる見込みがあること」を証明するものであり、許可自体を証明するというものではありません。したがって、公売等での入札結果により申請人が買受人に決定した場合には、あらためて農地法第3条申請書または第5条申請書を提出していただく必要がありますが、買受適格証明書を発行する際に審査は完了していることから再度総会に諮る必要はなく、証明願提出時点の計画と変わらないことを確認したうえ、許可を行う旨の議決をしておくこととされています。

本案件は、申請人が農地取得後に水稻の耕作を希望されていることから、農地法第3条第1項の許可に準ずる買受適格証明となりますので、これから許可基準に照らし合わせて申請内容を確認していきます。

「全部効率利用要件」について説明します。

この「全部効率利用要件」については、「労働力が十分か」、「機械が十分に確保されているか」、「技術が十分か」に着目して判断をしていくこととなります。申請人世帯の労力総数は2名、保有農機具については議案に記載してある通りです。本件申請人は、長年にわたり水稻を耕作さ

	<p>れている専業農家の方ですので、農業技術を十分に有しておられると判断されることから、要件を満たしているものと考えます。</p> <p>「農作業従事要件」について説明します。</p> <p>1年間の農業従事日数は300日ということですので、農作業従事要件の基準である150日を満たしています。なお、通作距離は500mです。</p> <p>「下限面積要件」について説明します。</p> <p>この「下限面積要件」については、申請時点での申請人世帯の耕作面積と、新たに取得しようとする農地の面積との合計面積で判断をしていくこととなります。議案の経営面積欄に記載してありますように、申請人の経営面積は大字赤碓の下限面積30aを大きく超えていることから、要件を満たしているものと考えます。</p> <p>「地域との調和要件」について説明します。</p> <p>この「地域との調和要件」とは、「農業の集団化」、「農作業の効率化」「その他、農地の効率的かつ総合的な利用」に支障が生じないことが要件となるものです。申請人は周辺農地と同じく水稻の耕作を希望されていることから、地域との調和に関するこれらの要件に支障はないものと考えます。</p> <p>以上の買受適格証明願1件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、証明書の発行要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p>
石賀英男委員	<p>続きまして議案第44号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について 石賀英男農地委員長より説明をお願いします。</p> <p>配布しております別紙資料をご覧ください。議案第44号 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地の非農地判断について 農地利用状況調査に基づき、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された下記の土地について、農地法第2条第1項の適用を受けない土地であることの可否について決定を求めます。</p> <p>11月24日と30日に、福田会長、村上農地委員会副会長、担当地区の委員さん、事務局、私とで、非農地候補となった農地の現地確認を行いました。その結果、非農地と判断した農地は掲載されている177</p>

<p>議長 事務局</p>	<p>筆になりました。</p> <p>現況地目を山林と判断した土地については、その多くが山間部に位置していて、かなり大きな雑木が生えていたり、植林してから20年以上が経過していると思われるなど、森林のような状態になってしまっていることを確認しました。</p> <p>現況地目を原野と判断した土地については、耕作条件が悪かったり、労力が不足しているといった理由などにより、長期間耕作放棄されていたために荒廃が進んでしまっていることから、農地に復元することは困難だと感じました。以上です。</p> <p>事務局より補足説明をお願いします。</p> <p>本議案承認後の流れについて説明します。本議案を審議いただき決定された場合、対象農地の所有者または相続権のある方あてに非農地通知を送付し、山林または原野に地目変更を行うことについて異議がないか、書面によって意向確認を行います。</p> <p>異議の申し出があった場合については、地目変更は行わずに現状の農地のままとしますが、異議の申し出がなかった場合には、農業委員会は琴浦町長あてに地目変更登記を行うように、現場写真を添付した文書で通知します。これを受けて、琴浦町長は登記所に対して地目変更登記を行うように要請し、登記所では確認ができた土地から順に地目変更登記を行い、その結果を琴浦町へ通知するというのが一連の流れとなっています。</p> <p>したがって、以前のように非農地通知を受け取った方が登記所へ出向き、自ら地目変更登記を行っていただく必要はなくなりました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>地権者の方自身に地目変更登記を行っていただかなくても、琴浦町が一括して登記を行うということですので、対象者の方から何か問い合わせがあった場合には説明をお願いしたいと思います。</p> <p>石賀英男農地委員長及び事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>賛成多数ということですので、原案どおり決定することといたします。</p> <p>続きまして議案第45号 令和5年農作業標準料金の決定について 川崎農政委員長より提案をお願いします。</p>
<p>川崎委員</p>	<p>35ページをご覧ください。議案第45号 令和5年農作業標準料金の決定について 令和5年琴浦町農作業標準料金を別紙のとおり定めたいので、本委員会の決定を求めます。</p>

11月28日に、各関係機関の方にも出席をしていただいて農政委員会を開催し、令和5年農作業標準料金の案を作成しました。

話し合いの結果、燃料及び機械価格の高騰や近隣市町の状況を踏まえて、一部の項目を除いて値上げを行う方針となりました。それでは区分ごとに説明をしていきますので、料金表については36ページ、変更内容については37ページをご覧ください。

「一般作業労賃」については、鳥取県の最低賃金が33円上がって854円になったこと、近隣市町でも200円値上げしているところが多かったことから、琴浦町でも200円値上げして7,000円としています。

「耕起トラクター又は耕耘機」については、「荒起」を一般作業労賃と同様に200円値上げして7,000円、燃料の使用量が少ない「プラウ耕うん」と「プラソイラー」はいずれも100円ずつ値上げして、それぞれ8,400円と5,400円としています。

「肥料散布」については、行っている方があまり多くはないということで、今回は据え置きとしています。

「代かき」については、一般作業労賃と同様に200円値上げして7,000円としています。

「機械畦ぬり」については、農協の方の意見や他市町の状況を踏まえて、5円値上げして60円としています。

「機械田植え」は200円値上げして7,000円、「バインダー」は200円値上げして8,500円、「ハーベスター」は200円値上げして7,900円としています。

「コンバイン」については他の料金と上げ幅を合わせるため、「結束」を500円値上げして19,000円、「カッター」を400円値上げして16,700円としています。

「もみ運搬」は100円値上げして2,200円としています。

「草刈り」については、「畦1時間あたり」を100円値上げして1,700円としています。

また、近隣の状況等を踏まえて「フレールモア」を新たに追加することとしました。金額の設定については、大山町で定められたものを参考に10a当たり6,000円とし、形状や現状などの農地状況により適宜加算可能としています。

「稲わら代」については、いずれの区分ともに今回は据え置きとしています。

説明は以上となりますが、この場で皆さんから承認をいただければ、来年1月1日から1年間適用されることとなりますので、委員の皆さんの審議をよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

川崎農政委員会長の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等

議長

<p>幅田委員</p>	<p>があればお願いします。  (幅田委員より挙手あり)  「代かき」について質問します。代かき作業は2回行う方が多いと思いますが、この金額は代かき1回分の作業料金として設定されているのでしょうか。</p>
<p>川崎委員</p>	<p>幅田委員の言われるように、代かきは2回行うのが通常だと思いますので、代かき2回分の作業料金として金額を定めています。</p>
<p>議長</p>	<p>倉吉など近隣市町の農業委員会でも、2回分として料金を設定されているようです。</p>
<p>幅田委員 議長</p>	<p>分かりました。  その他に何か質問等はありませんか。</p>
<p>丸山委員 議長</p>	<p>(質問等無し)  質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。  (挙手多数)  賛成多数ということですので、原案どおり決定することといたします。  その他に移りたいと思います。12月6日に行われた農家相談の報告を丸山委員にお願いします。</p>
<p>丸山委員 議長</p>	<p>(農家相談1件報告)  こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。  無いようですので、以上を持ちまして令和4年度第9回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>